

福岡県公報

平成27年9月11日
第3727号

目次

告示(第739号-第743号)

○漁業共済加入区の一部変更について	(水産振興課)	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	1
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	2
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○福岡県労働委員会の労働者委員及び使用者委員の候補者の推薦	(労働政策課)	3
○一般競争入札の中止	(警察本部会計課)	3
○競争入札参加資格審査の中止	(総務事務センター)	4
○競争入札参加者の資格等	(建築指導課)	4
○一般競争入札の実施	(建築指導課)	5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	6
○行政書士に対する懲戒処分	(市町村支援課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○落札者等の公示	(総務事務センター)	7
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	7

選挙管理委員会

- 久留米市議会議員一般選挙おけるに選挙の効力に関する審査の申立てに係る裁決 (市町村支援課) 7
- 久留米市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに係る裁決 (市町村支援課) 10
- 田川市長選挙及び田川市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに係る裁決 (市町村支援課) 12

公安委員会

- 教習指導員審査の実施について (運転免許試験課) 15

告 示

福岡県告示第739号

漁業共済の加入区の設定(平成27年3月福岡県告示第191号)の一部を次のように変更したので、漁業災害補償法施行令(昭和39年政令第293号)第9条第7項において準用する同令第7条第3項の規定により公示する。

平成27年9月11日

福岡県知事 小川 洋

表中

志賀島加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧志賀島漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業	を
		小型一般漁業及び小型定置網漁業	
志賀島加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧志賀島漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業	に
		小型特定漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業	

改める。

福岡県告示第740号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年3月福岡県告示第496号吉富都市計画下水道事業吉富町公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年9月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
吉富町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
吉富都市計画下水道事業吉富町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成9年10月8日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成23年3月18日福岡県告示第496号の事業地中吉富町大字小祝、大字小犬丸、大字直江、大字広津、大字今吉、大字鈴熊及び大字土屋の各大字の一部地内において変更し、大字別府及び大字幸子の各大字の一部地内を加える。
 - (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第741号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成27年9月11日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	112	糟屋郡粕屋町戸原東一丁目7番26号 福岡県粕屋保健福祉事務所内	糟屋郡粕屋町戸原東一丁目7番26号 福岡県粕屋保健福祉事務所内	平成27年9月5日

旧	糟屋郡粕屋町大字戸原235番地の7 福岡県粕屋保健福祉事務所内	糟屋郡粕屋町大字戸原235番地の7 福岡県粕屋保健福祉事務所内	
---	------------------------------------	------------------------------------	--

福岡県告示第742号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成27年9月11日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	32	福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 福岡市南区大橋一丁目20番7号 株式会社福岡銀行 大橋支店	平成27年9月7日
旧			福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社福岡銀行本店ほか54箇所 (今回変更した売りさばき所) 福岡市南区大橋一丁目10番18号 株式会社福岡銀行 大橋支店	

福岡県告示第743号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年9月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成27年9月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	湯ノ原 合川線	八女郡広川町大字水原3783番1先から 八女郡広川町大字水原3780番2先まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年9月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市用山字前田37番2、37番4及び37番5
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福津市西福岡三丁目10番20号シャンテルポ202号
吉田 俊弘

公告

第39期福岡県労働委員会の委員の任期満了に伴い、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、労働組合及び使用者団体に対しそれぞれ次に定めるところにより次期委員の候補者の推薦を求める。

平成27年9月11日

福岡県知事 小川 洋

- 1 推薦資格を有する労働組合及び使用者団体
 - (1) 労働者委員候補者の推薦資格を有する労働組合は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。

- (2) 使用者委員候補者の推薦資格を有する使用者団体は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主な部分を占めている使用者団体であること。

2 被推薦者の資格

労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3 提出書類

(1) 労働組合の場合

- ア 推薦書 2部
- イ 労働者委員候補者調書 2部
- ウ 労働組合資格証明書 2部
- エ 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

(2) 使用者団体の場合

- ア 推薦書 2部
- イ 使用者委員候補者調書 2部
- ウ 当該団体の規約、定款又は寄附行為の写し 2部
- エ 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

4 推薦期間

- (1) 平成27年9月11日（金）から同年10月13日（火）まで
- (2) 推薦書類を持参する場合は、期間中の県の休日を除く毎日午前9時00分から午後5時00分までに提出すること。郵送する場合は、期間内必着のこと。

5 推薦書類の提出先

福岡県福祉労働部労働局労働政策課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「労働政策課」という。）へ提出すること。

6 その他

推薦についての問合せは、労働政策課に行うこと。

公告

平成27年8月25日福岡県公報第3722号で公告した一般競争入札の実施（調達案件名・ICカード運転免許証作成システム賃貸借等）については、入札を中止しました。

平成27年9月11日

福岡県知事 小 川 洋

公告

平成27年8月25日福岡県公報第3722号で公告した競争入札参加者の資格等（調達案件名・ICカード運転免許証作成システム賃貸借等）については、競争入札参加資格審査を中止しました。

平成27年9月11日

福岡県知事 小 川 洋

公告

福岡県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成27年9月11日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 調達をする特定役務の種類
建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事のうち、建築一式工事
- 2 競争入札の参加者の資格
次の(1)から(6)までのいずれにも該当しない者
 - (1) 法第2条第1項に規定する建設工事を営む者で、法第3条第1項の規定による許可を受けていないもの
 - (2) 法第27条の29第1項に規定する経営事項審査に係る総合評定値の通知を受けていない者
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を限度として知事が定める期間を経過していないもの

- 及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (5) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれ(3)に該当する者を除く。）
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等（平成27年5月1日から平成28年4月30日まで有効な「福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿」に登載されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）
- (1) 受付の時期
この公告の日から入札参加申込み受付期限日まで随時受け付ける。
なお、それ以降も入札書提出の前日まで随時受け付けるが、申請の日時によっては、開札時までには審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。
 - (2) 受付の場所
福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階）
福岡県建築都市部建築指導課建設業係
 - (3) 提出書類
提出する書類は、次のとおりとする。
ア 平成27年度の「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）」
イ 平成25年10月1日から平成26年9月30日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
 - (4) 提出書類の販売場所
福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁7階 福岡県建築都市部建築指導課内）
 - (5) 提出書類の作成に使用する言語等
申請書の記入は日本語で行うこと。その他の書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - (6) その他
申請書は、郵送では受け付けられないので、必ず持参すること。
- 4 資格審査申請に対する問合せ先

福岡県建築都市部建築指導課建設業係

電話 092-643-3719

公告

一般競争入札を行う建設工事の工事名等を次のとおり公告します。

平成27年9月11日

福岡県知事 小川 洋

建築一式工事

1 工事名

久留米スポーツセンター体育館（仮称）メインアリーナ棟改築工事

2 施工場所

福岡県久留米市東櫛原町

3 予定工期

平成27年度から平成29年度まで

4 工事概要

体育館

鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨造り）

地上2階建て

延べ8,777.90㎡

5 入札を行う時期

平成27年度 第4・四半期

6 工事の概要に関する問合せ先

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室

電話 092-643-3707

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年9月11日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年8月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ほのぼのファミリー

(2) 代表者の氏名

井上 敬子

(3) 主たる事務所の所在地

大野城市月の浦三丁目7番24号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く高齢者や子育て世帯の市民に対して、彼らが住みなれた地域や家庭的環境の中でいきいきと生活できるよう、地域密着の各種介護福祉サービスや支援事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年9月11日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年8月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人障がい者相互支援センターMCP

(2) 代表者の氏名

山崎 安則

(3) 主たる事務所の所在地
太宰府市長浦台二丁目2番1号

(4) 定款に記載された目的

(旧) この法人は、障害がある人に対して、教育機関での学びを支援する事業等を行い、障害がある人の教育と学びの支援に寄与することを目的とする。

(新) この法人は、障がいがある人に対して、教育機関での学びを支援する事業等を行い、障がいがある人の教育と学びの支援に寄与することを目的とする。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年9月11日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分をした年月日

平成27年8月25日

2 処分を受けた者の商号等

商 号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社愛建ホーム	春日市白水ヶ丘4-79	禪院 裕文	平成26年11月12日 福岡県知事許可（般-26） 第102173号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの以外の建設工事をいう

(2) 停止期間

平成27年9月8日から平成27年9月10日までの3日間

4 処分の原因となった事実

株式会社愛建ホームは、消費者庁から、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、平成27年6月12日から同年12月11日までの6か月間、訪問販売に関する業務の一部（新規勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じられた。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条第1号の規定に基づき、平成27年9月2日付けで、次のとおり行政書士に対する処分をしたので、同法第14条の5の規定により、公告する。

平成27年9月11日

福岡県知事 小 川 洋

登録番号	事業所の所在地及び氏名	処分内容
02403272	行橋市大字下津熊1070番地1 山田 直矢	戒告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年9月11日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市武丸字長浦909番4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区舞松原四丁目1-2041

鳥野 優也 鳥野 理絵

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年9月11日

福岡県知事 小 川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市大字宮崎字長浦1493番33及び1493番35
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大牟田市大字手鎌140番地1 ミレニアムハイツ101号
世戸口 信也

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年9月11日

福岡県知事 小 川 洋

- 落札に係る物品等の名称及び数量
高精度放電加工システム 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務センター
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
平成27年8月21日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
株式会社ワイズヨシハラ

(2) 住所

北九州市小倉北区西港町88番地11

- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
38,999,880円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
平成27年7月10日

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年9月11日

福岡県知事 小 川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用ため池整備事業（蒲池山地区）	平成26年3月25日
客土事業（昭和開北部地区）	平成27年3月17日
農業用排水施設整備事業（大和北部Ⅱ期地区）	平成26年10月2日
農業用排水施設整備事業（高田東部第2地区）	平成26年8月8日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第98号

平成27年4月26日執行の久留米市議会議員一般選挙における選挙の効力に関し、福岡県久留米市梅満町786番地1中島信弘から提起された審査の申立てについて、平成27年8月31日、当委員会は次のとおり裁決した。

平成27年9月11日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳
裁 決 書

福岡県久留米市梅満町786番地1

審査申立人 中 島 信 弘
熊本県熊本市中央区京町2丁目14番15号

審査申立人代理人弁護士 大 村 豊

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成27年6月22日付けで提起された平成27年4月26日執行の久留米市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

本件選挙について、申立人が平成27年5月8日付けで久留米市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は、同年6月2日付けで異議の申出を棄却する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 開票手続で使用された自書式投票用紙読取分類機（以下「分類機」という。）について、事前にこれを導入する旨の説明がなかった。また、立会人によれば、票の分類の様子が見え、その正確性、信頼性について理解できなかったため、今回の開票手続に使用することは不適切であった。
- 2 開票手続における係員の内容点検作業において、用紙の抜き取り行為があった。また、のびやす原口候補に投票された200枚ずつの束の票が、他の候補者の投票数の分別スペースに分類され、のびやす原口の合計得票数が不正に減少し、他の候補者の合計得票数が不正に過大に増加した。その結果、当選すべき候補者であるのびやす原口が落選し、当選のための合計得票数に足りない候補者が不正に当選する結果となった。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを適法なものとして認め、これを受理し、市委員会から弁明書を徴し、申立人からは反論書を徴するとともに、職権により市委員会から選挙録、開票事務に関する資料その他関係書類の提出を求め、これらを慎重に審理を行った。

およそ、選挙が無効とされるのは、公職選挙法（以下「法」という。）第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあるときで、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すもの」（昭和27年12月4日最高裁判決）と判示されている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」（昭和29年9月24日最高裁判決）と判示されている。

そして、選挙に不正行為があった事実については、選挙の無効を主張する者が立証する責任を負う（昭和23年7月29日最高裁判決）と判示されている。

以上の観点から、順次申立理由を判断する。

1 申立理由1について

申立人は、開票手続で使用された分類機について、事前にこれを導入する説明がなく、その正確性、信頼性について理解できなかったため、今回の開票手続に使用することは不適切であった旨を主張する。

しかし、分類機の使用を禁止する法令上の規定は存在しない。

また、市委員会の弁明書及び市委員会から徴した開票事務の説明会資料によれば、開票作業は以下のとおり行われている。

- (1) 分類機により分類された投票用紙は、手作業により分類された投票用紙と同様に、内容点検係が候補者ごとの分類票を1票ずつ2回点検している。
- (2) 内容点検係が点検した票は、計数係が100枚の束にして、結束回示係に回付される。結束回示係は、同一候補者の束を確認し、200票を一束にして、氏名及びパソコン入力用バーコードを印字した有効決定箋を付け、再度、票の束と有効決定箋が一致するか確認している。
- (3) 結束回示係から集計係に回付された各候補者の票は、有効決定箋と票に相違がないか確認し、集計後、集票台の所定の位置に並べられる。

市委員会の分類機の使用は、当該開票作業の一部を機械で行ったにすぎず、分類機により分類された投票用紙は、その後複数回開票事務従事者による点検に供されていることから、選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたとはいえない。

そして、分類機を使用することが不適切であった旨の申立人の主張は、それを裏付ける証拠を何ら提示していない。

したがって、選挙の管理執行に関する規定違反は認められないので、申立人の主張は理由がない。

2 申立理由2について

申立人は、開票手続における係員の内容点検作業において、用紙の抜き取り行為があったこと、のぶやす原口候補に投票された200枚ずつの束の票が、他の候補者の投票数の分別スペースに分類され、のぶやす原口の合計得票数が不正に減少し、他の候補者の合計得票数が不正に過大に増加したため、当選すべき候補者であるのぶやす原口が落選し、当選のための合計得票数に足りない候補者が不正に当選する結果となった旨を主張する。

また、反論書において、用紙の抜き取り行為やのぶやす原口の票が他の候補者の票にされたことは、申立人の知人らが確認している旨を主張する。

しかしながら、申立人から不正な行為があったことを示す具体的な証拠は何ら示されておらず、これを認めることはできない。

このことについて、市委員会の弁明書及び市委員会から徴した開票事務の説明会資料によれば、開票作業は以下のとおり行われており、市委員会が本件異議の申出において開票事務従事者4名に対し尋問を行い、開票作業に不正行為がなかった旨を確認している。

(1) 分類機により分類された投票用紙は、手作業により分類された投票用紙と同様に、内容点検係が候補者ごとの分類票を1票ずつ2回点検している。点検作業時は、作業台を挟んで従事者が向き合って着席しており、抜き取りといった不正行為は考えられず、不正が疑われる行為はなかった。

(2) 内容点検係が点検した票は、計数係が100枚の束にして、結束回示係に回付される。結束回示係は、同一候補者の束を確認し、200票を一束にして、氏名及びパソコン入力用バーコードを印字した有効決定箋を付け、再度、票の束と有効決定箋が

一致するか確認している。結束回示係は、横一列に並び候補者の五十音順で作業しており、別の候補者の票が持ち込まれることは考えられず、不正が疑われる行為はなかった。

(3) 結束回示係から集計係に回付された各候補者の票は、有効決定箋と票に相違がないか確認し、集計後、集票台の所定の位置に並べられる。仮に並べる位置が違っていても得票数に変化はない。

市委員会が本件異議の申出において開票事務従事者4名に対し尋問を行い、開票作業に不正行為がなかった旨を確認しているが、法の規定に基づく証人尋問は、証人が虚偽の陳述を行った場合には法の規定により処罰されるとともに、証人は証言する前にその旨の説明を受けた上で証言するため、その証言は証拠としての価値が高い。一方、反論書で示された証言は、その住所、氏名を明らかにしていない匿名者のものであり、証人の証言を覆すに足るものではない。

また、申立人は、反論書において、平成27年4月24日に行われた選挙立会人説明会資料を根拠として、開票作業については自由な点検が行えなかったことから関係者が不正行為をすることは容易なことであった旨を主張しているが、同資料に拠れば、有効票は自由に見ることができること、疑問のある投票については投票効力決定箋を付して回付することが記載されている。また、開票所の秩序保持に関し、「立会人はみだりにその席を離れたり」「選挙人に疑惑を抱かせるような行為はしないでください」との記載があるが、そのことをもって開票作業中自由な点検が行えなかったとはいえない。

なお、本件選挙においては、法第79条第1項及び第3項の規定により、当該選挙の開票の事務を選挙会の事務に併せて行っており、開票管理者又は開票立会人は、選挙長又は選挙立会人をもってこれに充て、開票に関する次第は選挙録中に併せて記載されている。

市委員会から徴した選挙録を確認したところ、のぶやす原口が届け出た選挙立会人を含め、候補者の届出による10人が立会人を務めていたことが認められる。

選挙立会人は、候補者の利益代表及び一般選挙人の公益代表の見地から開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、選挙長を補助して、開票に関する事務に参画し、その公正な執行を確保することを任務としているが、本件選挙の開票事務に立ち会った10人の選挙立会人が、選挙録の記載が真正である旨を確認した上で、これに署名押印

している。

これらのことから見ても、本件選挙の開票作業において、不正行為があったとする事実は認められない。

以上のとおり、本件選挙における選挙の効力に関する申立人の主張は、いずれも認容することができないものであり、申立人の異議の申出を棄却した市委員会の決定に誤りはない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成27年8月31日

福岡県選挙管理委員会

委員長 藤 井 克 巳

委員 日 野 喜美男

委員 吉 柳 順 一

委員 野 田 栄 市

福岡県選挙管理委員会告示第99号

平成27年4月26日執行の久留米市議会議員一般選挙における当選の効力に関し、福岡県久留米市梅満町786番地1中島信弘から提起された審査の申立てについて、平成27年8月31日、当委員会は次のとおり裁決した。

平成27年9月11日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

裁 決 書

福岡県久留米市梅満町786番地1

審査申立人 中 島 信 弘

熊本県熊本市中央区京町2丁目14番15号

審査申立人代理人弁護士 大 村 豊

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成27年6月22日付けで提起された平成27年4月26日執行の久留米市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

本件選挙について、申立人が平成27年5月8日付けで久留米市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、当選の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は、同年6月2日付けで異議の申出を棄却する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、当選人の決定を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 開票手続で使用された自書式投票用紙読取分類機（以下「分類機」という。）について、事前にこれを導入する旨の説明がなかった。また、立会人によれば、票の分類の様子が見えず、その正確性、信頼性について理解できなかったため、今回の開票手続に使用することは不適切であった。
- 2 開票手続における係員の内容点検作業において、用紙の抜き取り行為があった。また、のぶやす原口候補に投票された200枚ずつの束の票が、他の候補者の投票数の分別スペースに分類され、のぶやす原口の合計得票数が不正に減少し、他の候補者の合計得票数が不正に過大に増加した。その結果、当選すべき候補者であるのぶやす原口が落選し、当選のための合計得票数に足りない候補者が不正に当選する結果となった。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを適法なものと認め、これを受理し、市委員会から弁明書を徴し、申立人からは反論書を徴するとともに、職権により市委員会から選挙録、開票事務に関する資料その他関係書類の提出を求め、これらを慎重に審理を行った。

当選の効力に関し争訟の提起があった場合において、当選が無効とされる原因とは、「当選人の決定に違法の事由があること、すなわち当選人を決定した選挙会の構成に違法があること、決定手続に違法があること、決定内容（たとえば投票の有効無効の判定、各候補者の有効得票数の算定、当選人となり得る資格の有無の認定）に違法があること」（昭和30年9月29日大阪高裁判決）と判示されている。

以下、順次申立理由を判断する。

- 1 申立理由1について

申立人は、開票手続で使用された分類機について、事前にこれを導入する説明がなく、その正確性、信頼性について理解できなかったので、今回の開票手続に使用することは不適切であった旨を主張する。

しかし、分類機の使用を禁止する法令上の規定は存在しない。

また、市委員会の弁明書及び市委員会から徴した開票事務の説明会資料によれば、開票作業は以下のとおり行われている。

- (1) 分類機により分類された投票用紙は、手作業により分類された投票用紙と同様に、内容点検係が候補者ごとの分類票を1票ずつ2回点検している。
- (2) 内容点検係が点検した票は、計数係が100枚の束にして、結束回示係に回付される。結束回示係は、同一候補者の束を確認し、200票を一束にして、氏名及びパソコン入力用バーコードを印字した有効決定箋を付け、再度、票の束と有効決定箋が一致するか確認している。
- (3) 結束回示係から集計係に回付された各候補者の票は、有効決定箋と票に相違がないか確認し、集計後、集票台の所定の位置に並べられる。

市委員会の分類機の使用は、当該開票作業の一部を機械で行ったにすぎず、分類機により分類された投票用紙は、その後複数回開票事務従事者による点検に供されていることから、選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたとはいえない。

そして、分類機を使用することが不適切であった旨の申立人の主張は、それを裏付ける証拠を何ら提示していない。

したがって、申立人の主張は理由がない。

2 申立理由2について

申立人は、開票手続における係員の内容点検作業において、用紙の抜き取り行為があったこと、のぶやす原口候補に投票された200枚ずつの束の票が、他の候補者の投票数の分別スペースに分類され、のぶやす原口の合計得票数が不正に減少し、他の候補者の合計得票数が不正に過大に増加したため、当選すべき候補者であるのぶやす原口が落選し、当選のための合計得票数に足りない候補者が不正に当選する結果となった旨を主張する。

また、反論書において、用紙の抜き取り行為やのぶやす原口の票が他の候補者の票にされたことは、申立人の知人らが確認している旨を主張する。

このことについて、市委員会の弁明書及び市委員会から徴した開票事務の説明会資料によれば、開票作業は以下のとおり行われており、市委員会が本件異議の申出において開票事務従事者4名に対し尋問を行い、開票作業に不正行為がなかった旨を確認している。

- (1) 分類機により分類された投票用紙は、手作業により分類された投票用紙と同様に、内容点検係が候補者ごとの分類票を1票ずつ2回点検している。点検作業時は、作業台を挟んで従事者が向き合って着席しており、抜き取りといった不正行為は考えられず、不正が疑われる行為はなかった。
- (2) 内容点検係が点検した票は、計数係が100枚の束にして、結束回示係に回付される。結束回示係は、同一候補者の束を確認し、200票を一束にして、氏名及びパソコン入力用バーコードを印字した有効決定箋を付け、再度、票の束と有効決定箋が一致するか確認している。結束回示係は、横一列に並び候補者の五十音順で作業しており、別の候補者の票が持ち込まれることは考えられず、不正が疑われる行為はなかった。
- (3) 結束回示係から集計係に回付された各候補者の票は、有効決定箋と票に相違がないか確認し、集計後、集票台の所定の位置に並べられる。仮に並べる位置が違っても得票数に変化はない。

市委員会が本件異議の申出において開票事務従事者4名に対し尋問を行い、開票事務に不正行為がなかった旨を確認しているが、公職選挙法（以下「法」という。）の規定に基づく証人尋問は、証人が虚偽の陳述を行った場合には法の規定により処罰されるとともに、証人は証言する前にその旨の説明を受けた上で証言するため、その証言は証拠としての価値が高い。一方、反論書で示された証言は、その住所、氏名を明らかにしていない匿名者のものであり、証人の証言を覆すに足るものではない。

また、申立人は、反論書において、平成27年4月24日に行われた選挙立会人説明会資料を根拠として、開票作業については自由な点検が行えなかったことから関係者が不正行為をすることは容易なことであった旨を主張しているが、同資料に拠れば、有効票は自由に見ることができると、疑問のある投票については投票効力決定箋を付して回付することが記載されている。また、開票所の秩序保持に関し、「立会人はみだりにその席を離れたり」「選挙人に疑惑を抱かせるような行為はしないでください」との記載が

あるが、そのことをもって開票作業中自由な点検が行えなかったとはいえない。

なお、本件選挙においては、法第79条第1項及び第3項の規定により、当該選挙の開票の事務を選挙会の事務に併せて行っており、開票管理者又は開票立会人は、選挙長又は選挙立会人をもってこれに充て、開票に関する次第は選挙録中に併せて記載されている。

市委員会から徴した選挙録を確認したところ、のぶやす原口が届け出た選挙立会人を含め、候補者の届出による10人が立会人を務めていたことが認められる。

選挙立会人は、候補者の利益代表及び一般選挙人の公益代表の見地から開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、選挙長を補助して、開票に関する事務に参画し、その公正な執行を確保することを任務としているが、本件選挙の開票事務に立ち会った10人の選挙立会人が、選挙録の記載が真正である旨を確認した上で、これに署名押印している。

これらのことから見ても、本件選挙の開票作業において、不正行為があったとする事実は認められない。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申立人の主張は、いずれも認容することができないものであり、申立人の異議の申出を棄却した市委員会の決定に誤りはない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成27年8月31日

福岡県選挙管理委員会

委員長 藤 井 克 巳

委員 日 野 喜美男

委員 吉 柳 順 一

委員 野 田 栄 市

福岡県選挙管理委員会告示第100号

平成27年4月26日執行の田川市長選挙及び田川市議会議員一般選挙における選挙の効力に関し、福岡県田川市伊田4163番地1伊藤信勝及び福岡県田川市伊田4983番地3原田巖から提起された審査の申立てについて、平成27年8月31日、当委員会は次のとおり裁

決した。

平成27年9月11日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

裁 決 書

福岡県田川市伊田4163番地1

審査申立人 伊 藤 信 勝

福岡県田川市伊田4983番地3

審査申立人 原 田 巖

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から平成27年6月25日付けで提起された平成27年4月26日執行の田川市長選挙及び田川市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

本件選挙について、申立人が平成27年5月8日付けで田川市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、選挙の効力に関する異議の申出をしたところ、市委員会は、同年6月5日付けで異議の申出を棄却する旨の決定をした。

申立人は、この決定を不服として、当委員会に対し、この決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

1 市委員会は病院・施設に対して不在者投票の方法について指導を行っていなかったため、村上外科病院は福岡県選挙管理委員会の指定が必要であることを知らず、当該病院に入院する投票を希望する選挙人が投票できなかった。

また、市委員会は候補者に対して立候補予定者説明会において立候補の事務手続きのみを説明し、選挙違反に関する説明を行わなかった。市委員会は候補者に対して違反事項に関する啓発や指導を行っておらず、市委員会のホームページでも啓発ページは見当たらなかった。そのため、市内に違法な立札、看板及びポスターが氾濫した。

さらに、市委員会は一般の選挙人に対して選挙違反に関する啓発を十分に行わな

ったため、善悪を判断できない選挙人が多く、金品の供与が選挙の常識とされる事態となった。金品供与の情報が市内の各地で流布したが、市委員会が警察に徹底した捜査要請を行わなかったため、捜査機関による徹底した調査が行われず、1人の検挙もされなかった。今回の不法行為は多くの市民が知るところとなり、インターネットなどでも発信され、その結果、市民の名誉を貶め、未成年者を含む若者たちにも歪んだ選挙のあり方を許すという教育的影響を与えた。

市委員会のこれらの行為は、公職選挙法（以下「法」という。）第6条の規定の趣旨に著しく反しており、選挙無効の原因となり得るものである。

2 投票管理者は期日前投票初日の平成27年4月20日の投票動向から翌日以降の混雑が予測できたにもかかわらず、何の対応策も講じなかった。期日前投票所における投票事務従事者の配置は混雑時でも変わらなかった。投票事務従事者は、大半が臨時職員で構成され、未成年者を含む未経験者が従事していたことが問題である。

田川警察署は、同月23日から期日前投票所に警察車両を常駐させて違法行為への監視・警戒を行ったが、期日前投票所内については効果はなく、投票管理者は何ら管理体制の見直しを行わなかった。

投票事務従事者が期日前投票のあり方に違和感を覚えながら業務を行っていたと新聞報道されているが、そのような状況にもかかわらず、期日前投票所では形式的な本人確認しか行われなかった。期日前投票所において、市委員会が配布した事務処理マニュアルに則った本人確認の方法が徹底されていたことが真実であるならば、投票事務従事者の対応は日付や時間帯にかかわらず同一でなければならないが、現実には明らかに対応の違いが生じている。また、機械的に選挙人名簿と投票所入場券の照合を行うのではなく、選挙人の容貌等が性別や年齢に合致しているかどうか、常に確認が行われていたとされているが、サングラスやマスクをした状態で選挙人の容貌等が性別や年齢に一致しているかどうかの確認ができるとは到底理解できず、マニュアルに則った本人確認が徹底されたとは考えられない。

さらに、市委員会は、選挙期日当日に時間帯別の投票者数を集計しているにもかかわらず、期日前投票については各日の時間帯別の投票者数を集計しておらず、期日前投票を軽んじている。

本件選挙の期日前投票は、杜撰な管理の下で本人確認が的確に実施されず、選挙の

自由公正の原則が著しく阻害されている。本件選挙について、公平・公正な選挙が行われたとは認めがたく、何ら対応策を講じなかった市委員会には重大な瑕疵があった。

裁 決 の 理 由

当委員会は、この審査の申立てを適法なものと認め、これを受理し、市委員会から弁明書を徴し、申立人からは反論書を徴するとともに、職権により市委員会から期日前投票所投票録、期日前投票マニュアルその他関係書類の提出を求め、これらを慎重に審理を行った。

およそ、選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、選挙の規定に違反することがあるときで、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。」（昭和61年2月18日最高裁判決）と解されている。もっとも、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為に関しては、「そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（昭和61年2月18日最高裁判決）とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」（昭和29年9月24日最高裁判決）と判示されている。

以上の観点から、順次申立理由を判断する。

1 申立理由1について

「公職選挙法第6条は、公職選挙に関する概括的な総則的規定の一つでいわゆる訓示規定で効力規定ではないから、選挙管理委員会がこの規定の趣旨に著しく違反し、これがため選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるならば、同法第205条により選挙

の無効をきたす場合がある」（昭和35年7月26日福岡高裁判決）と解されている。

また、「選挙管理委員会は、公職選挙法第6条の規定により、選挙の際における投票の方法、選挙違反、その他選挙に関し必要な事項を選挙人に周知せしめる責務を課せられてはいるが、同規定はいわゆる訓示規定であって効力規定ではないと解するのが相当であるばかりでなく、右規定は、選挙管理委員会に対し、選挙運動の取締規定違反の行為が行われた都度、一々その違反行為のあったことを選挙人に周知徹底させるための措置を講じなければならない義務までも課した趣旨のものと解することは相当でない。」（昭和42年5月30日東京高裁判決）とされている。

申立人は、市委員会が病院・施設に対して不在者投票の方法について指導を行っていなかったため、村上外科病院は長が不在者投票の管理者となるべき病院等として指定を受けることができず、当該病院に入院する選挙人が投票できなかったと主張している。

しかしながら、長が不在者投票の管理者となるべき病院等として指定を受けていない施設に対して、選挙管理委員会がその指定の手続について個別に指導を行わなければならない義務までも課した趣旨のものと解することはできないため、市委員会が当該施設に対し指導を行わなかったことが、法第6条の規定の趣旨に著しく違反するとはいえない。

次に、申立人は、市委員会が、候補者に対して違反事項に関する啓発や指導を行わなかったため、市内に違法な立札、看板及びポスターが氾濫するとともに、一般の選挙人に対して選挙違反に関する啓発を十分に行わなかったため、善悪を判断できない選挙人が多く、金品の供与などの選挙違反が発生したと主張している。

前述のとおり、選挙無効の要件である「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない」（昭和61年2月18日最高裁判決）と解されており、候補者による文書図画の掲示違反や一般の選挙人による金品の供与などの選挙違反があったとしても、これは、選挙の取締りないしは罰則規定に関するものであり、法第205条第1項

にいう「選挙の規定に違反する」場合に関するものではない。

また、「違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（昭和61年2月18日最高裁判決）と解されており、申立人は12の事例を挙げ、選挙人、候補者、選挙運動者等において選挙の取締りないし罰則規定違反の行為があったと主張するが、本件選挙に関し選挙人、候補者、選挙運動者等が司法当局から選挙犯罪で摘発された事実はなく、本件選挙において少なくとも選挙地域内の選挙人全般の自由な判断による投票が妨げられた事実を認めることはできない。

法第6条の規定に関しては、市委員会が行うべきものについて明文による基準が定められているものではなく、選挙に際して必要と認める事項について、人的・時間的制約の中で実施されるものである。市委員会は、本件選挙に関し、候補者に対しては、選挙事務所、選挙運動用自動車及び選挙運動用ポスター等に係る法で制限されている事項について立候補予定者説明会で説明し、一般の選挙人に対しては、候補者への寄附の禁止等に係る啓発を行っており、たとえ選挙の取締りないしは罰則規定に違反する行為について周知しなかったとしても、そのことをもって直ちに法第6条の規定の趣旨に著しく違反するとはいえない。

2 申立理由2について

申立人は、期日前投票初日の平成27年4月20日の投票動向から翌日以降の混雑が予測できたにもかかわらず、期日前投票所の投票管理者は何の対応策も講じず、田川警察署の警察車両の常駐が開始された同月23日以降も、投票管理者は何ら管理体制の見直しを行わなかったと主張している。

本件選挙における期日前投票者数は、期日前投票初日の同月20日に1,436人が投票し、同月25日までの間、期日前投票者数が増加傾向にあったことは事実であるが、投票所が混雑した時間帯があったとしても、投票所が混乱し通常の投票手続に支障を来すような事態に陥った事実は、申立人の主張でも確認されていない。

さらに、法第48条の2第3項で準用する法第59条及び第60条の規定により、期日前投票所の投票管理者は、投票所における秩序保持に関する権限を有するが、投票管理者が警察官に応援請求を行うのは、投票管理者が秩序をみだす者を制止し、退出させ

る等の措置をとった後においても、なお、秩序を保持し難いような場合に警察官の応援を請求するものであって、本件選挙において、そのような事実があったとは認められない。

申立人は、期日前投票所の投票事務従事者の大半が臨時職員で構成され、未成年者を含む未経験者が従事していたことが問題であると主張しているが、臨時職員又は未成年者を投票所の事務に従事させてはならないとの明文の規定はないことから、選挙の規定に違反するとは認められない。また、投票事務従事者の作業手順については、市委員会が作成した期日前投票マニュアルで示されており、選挙人の外見が本人の年齢や性別とは全く違って見える場合、宣誓書に記入された名前、生年月日が間違っている場合、その他、疑わしいことがある場合は、すぐに職員を呼ぶこととされており、未成年者を含む未経験者が従事していた事実をもって、選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたと認めることはできない。

次に、申立人は、期日前投票所では形式的な本人確認しか行われず、市委員会が配布した事務処理マニュアルに則った本人確認が徹底されたと考えられないと主張している。

投票の手續にあたって、選挙人は、法第44条第2項の規定により、選挙人名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができないとされており、この選挙人名簿の対照に係る本人確認を的確かつ円滑ならしめるために、市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法施行令（以下「令」という。）第31条の規定により、選挙人に投票所入場券を交付するように努めることとされている。

市委員会が作成した期日前投票マニュアルによれば、投票所入場券を持参した者が期日前投票に来たときは、受付において、投票事務従事者が選挙人の氏名を読み上げ、氏名の確認を行い、年齢と性別を目視し、期日前投票事由に該当する旨の宣誓書の記載事項と選挙人名簿との照合を行うこととされており、選挙人の外見が本人の年齢や性別とは全く違って見える場合、宣誓書に記入された名前、生年月日が間違っている場合、その他、疑わしいことがある場合は、すぐに職員を呼ぶこととしている。

申立人は、この投票事務従事者の本人確認が形式的であり、日付や時間帯で対応にばらつきがあったと主張するが、選挙人名簿との対照方法に関する明文の規定はなく、また申立人の主張からは、投票所入場券を持参した選挙人に対する本人確認の作業

手順において、選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるような事実があったとは認めることはできない。なお、本件選挙に関し、期日前投票所及び選挙期日当日の投票所において、選挙人名簿で投票済とされている選挙人から再度、投票用紙の交付を求められたり、投票用紙を二重交付した事実は確認されていない。

また、申立人は、市委員会が期日前投票における各日の時間帯別の投票者数を集計していないことに対して、期日前投票を軽んじていると主張している。

期日前投票所の投票管理者は、令第49条の9の規定により、当該期日前投票所を設ける期間の各日において、投票録を作り、当該日における投票に関する次第を記載することとされており、その投票録の様式については、公職選挙法施行規則第14条及び別記第24号様式その2に規定されており、各日の投票者数を記載することとされている。

一方で、期日前投票における時間帯別の投票者数を整理し、集計しておく旨の明文の規定はなく、市委員会が期日前投票における各日の時間帯別の投票者数を整理し、集計していなかった事実をもって、選挙の管理執行の手續において、選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたと認めることはできない。

以上のとおり、本件選挙における選挙の効力に関する申立人の主張は、いずれも認容することができないものであり、申立人の異議の申出を棄却した市委員会の決定に誤りはない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成27年8月31日

福岡県選挙管理委員会

委員長 藤井克巳

委員 日野喜美男

委員 吉柳順一

委員 野田栄市

公安委員会

福岡県公安委員会告示第262号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号

イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成27年9月11日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第12条に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別	
平成27年10月13日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号天神第2ビル 福岡県指定自動車学校協会	/	
平成27年10月14日（水曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで				
平成27年10月19日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	技能	福岡県朝倉市一木59番地4 甘木自動車学校		大型・中型 大特・牽引 大自二・普自二 大型二種 中型二種
平成27年10月20日（火曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで		福岡市西区姪の浜一丁目1番67号 姪浜ドライビングスクール		普通 普通二種

5 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）の両面を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて、福岡県警察本部交通部運転免許試験課へ

提出すること。

審査に係る運転免許の種類	審査手数料の額
大型免許及び中型免許	14,950円
普通免許	11,800円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,400円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,750円

イ 規則第17条及び附則により審査細目の一部を免除される者であるときは、これを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受領した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の申込みは、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成27年10月2日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成27年10月2日（金曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続、審査手数料及びその他の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892